



宮監公表第13号  
令和2年3月24日

宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員

梶谷 欣  
荒木 尚  
前本 眞  
谷口 理子



### 定期監査措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部課等  
高岡総合支所
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

(報告様式1)

令和元年度定期監査指摘事項及び意見についての措置状況通知書

令和元年度定期監査における指摘事項及び意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：高岡総合支所)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(地域市民福祉課)</p> <p>①平成30年度及び令和元年度の瓜田ダム、瓜田ダム駐車場法面の支線に係る行政財産目的外使用料について、投影延長不明の場合は5mとして算定すべきところ、1mと算定して徴収していた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支線 【正】6円×5m×5本=150円 【誤】6円×1m×5本=30円</li><li>・平成30年度使用料 【正】4,612円 【誤】4,492円</li><li>・令和元年度使用料 【正】4,613円 【誤】4,493円</li></ul> <p>(農林建設課)</p> <p>①平成30年度の宮崎市野生鳥獣被害防止総合対策事業に係る補助金等交付決定通知書及び補助金等交付確定通知書について、交付を決定したとき及び交付額が確定したときは事業実施者へ通知をすべきところ、当該補助金関係書類綴りに綴じたまま通知されていなかった(1件)。</p> <p>②平成30年度及び令和元年度の宮崎市野生鳥獣被害防止組織支援事業について、次のような不備があった。</p> <p>ア 交付確定について、総合支所長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた(平成30年度：1件)。</p> <p>イ 補助金等交付決定書について、交付を決定したときは事業実施者へ通知すべきところ、当該補助金関係書類綴りに綴じたまま通知されていなかった(令和元年度1件)。</p> <p>③平成30年度の高岡地区農産物加工施設運営支援事業補助金に係る交付確定について、総合支所長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた。</p> <p>④平成30年度の市単独土地改良事業補助金(平成30年度中尾ため池供水吐改修工事)及び多面的機能支払交付金(一</p>	<p>①不足分の使用料については、相手方に請求し、本年度中に納付いただく予定。</p> <p>今後は、誤り等がないよう、行政財産使用料条例等、関係規定の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>①対象者に謝罪のうえ通知した。</p> <p>今後は、誤り等がないよう、補助事業の一連の事務処理手順について、関係職員間で情報共有し、適正な事務処理を行う。</p> <p>②</p> <p>ア 今後は、誤り等がないよう、宮崎市総合支所、地域センター及び地域事務所処務規程の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>イ 対象者に謝罪のうえ通知した。</p> <p>今後は、誤り等がないよう、補助事業の一連の事務処理手順について、関係職員間で情報共有し、適正な事務処理を行う。</p> <p>③今後は、誤り等がないよう、宮崎市総合支所、地域センター及び地域事務所処務規程の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>④今後は、誤り等がないよう、事務決裁規程の確認を徹底し、適正な事務処</p>

里山地区ふるさとづくり推進協議会)に係る交付確定について、副市長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた。

- ⑤平成30年度及び令和元年度西日本電信電話株式会社の行政財産目的外使用料について、西日本電信電話株式会社の電話柱種別は第1種電話柱とするとされていることから、1本につき第1種電話柱の金額を徴収すべきところ、第1種電柱の金額を徴収していた。

・平成30年度 【正】620円×6本=3,720円

【誤】700円×6本=4,200円

・令和元年度 【正】630円×6本=3,780円

【誤】700円×6本=4,200円

- ⑥平成30年度及び令和元年度の公共物使用許可について、次のような不備があった。

ア 平成30年度及び令和元年度の使用許可に係る使用料の減免について、公共物管理条例施行規則第5条に基づく公共物使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、減免していた(平成30年度:15件、令和元年度:2件)。また、平成30年度の使用許可に係る使用料の減免について、減免は総合支所長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた(15件)。

イ 平成30年度の使用許可について、課長の決裁がないまま許可書を交付しているものがあつた(2件)。

- ⑦平成30年度の市道高浜上原線の第1種電話柱に係る道路占用料について、道路占用料条例により「算定した占用料の額に1円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てる。」と規定されているにもかかわらず、切り上げて徴収していた。

・620円×1本×10/12年=516.66...円

【正】(端数を切り捨て)516円

【誤】(端数を切り上げ)517円

- ⑧平成30年度田ノ平久木野線災害復旧測量設計業務委託に係る予定価格書について、財務規則第135条において「随意契約をしようとするときは、あらかじめ第127条の規定に準じ」とあるため、予定価格書を封書にして封印しなければならないにもかかわらず、予定価格書に折り目がなく、また封書を作成していなかった。

- ⑨平成30年度天ヶ城公園管理業務委託に係る契約保証金について、免除事由として受託者が提出する委託業務・工事履行届は、過去2カ年の間に委託業務・工事を完了したも

理を行う。

- ⑤過誤納分のあつた使用料については、相手方と調整し、本年度中に返還する予定。

今後は、誤り等がないよう、行政財産使用料条例等、関係規定の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。

- ⑥

ア 今後は、公共物管理条例施行規則に沿って相手方から提出された減免申請書に基づき、内容を審査するとともに、総合支所、地域センター及び地域事務所処務規程の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。

イ 不備のあつた書類を整備した。今後は、誤り等がないよう、総合支所、地域センター及び地域事務所処務規程の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。

- ⑦過誤納分のあつた使用料については、相手方と調整し、本年度中に返還する予定。

今後は、道路占用料条例の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。

- ⑧予定価格書と適正な事務処理の重要性について全職員に周知徹底を行った。

今後は、財務規則の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。

- ⑨今後は、財務規則の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。

のを記載すべきところ、過去2年より前に完了した案件が記載されたものを受理し、免除事由を確認しないまま契約保証金を免除していた。

令和2年3月6日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

正 印

